

# 令和5年度 社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 嘱託職員募集要項（相談支援員）

《令和5年9月1日》

本会は、公共性をもつ民間組織です。地域住民のみなさま方と福祉関係者の協力を得て、「みんながつながり、みんなで支え合い、誰もが安全に安心して暮らせるまち 丸亀」の実現を目指してさまざまな地域福祉事業に取り組んでいます。

次のような資質をもった人を募集します。

○前向きなチャレンジ精神と創造力がある人

○本会に期待される役割を理解し、責任感をもって職務に取り組むことができる人

○福祉にかかわる多様な人々と協力し、目標に向けて努力することができる人

【受付期間】 令和5年9月1日（金）～

【応募手続き】 次の応募書類を提出してください。

○履歴書（所定の用紙に必要事項を記入し、指定サイズの写真を貼付してください。）

○職務経歴書（所定の用紙に記入し、提出してください。）

○資格証明書の写し

注1 応募書類は、丸亀市保健福祉センター、丸亀市綾歌保健福祉センター、丸亀市飯山総合保健福祉センターに用意しています。本会ホームページからもダウンロードできます。

【提出・送付場所】（持参の場合）

時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝を除きます。

場所 丸亀市保健福祉センター 1階 丸亀市社会福祉協議会

（郵送の場合）特定記録郵便で、発送してください。

〒763-0034 香川県丸亀市大手町二丁目1番7号

丸亀市社会福祉協議会 経営企画グループ 宛

【選考方法】 書類選考及び面接

応募書類の受付後、書類選考を行います。

書類選考を通過した方に対し、面接日時をご連絡します。

【業務内容・条件等】

職 種	相談支援員（日常生活自立支援事業専門員）
業務内容	認知症や障害によって判断能力が不十分な方が、地域で安心した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行います。 【主な業務】 ・日常生活に必要なサービスを利用するための情報提供や利用手続きのお手伝い ・日常的な金銭の管理 ・書類等の預かり ・相談対応、PCでの事務作業、書類等の作成、電話対応、関係機関等との連絡・調整他 ※資格や経験を活かし、他の職員等と協力して、福祉の援助を必要とする人のために活動するお仕事です。人と関わることが好きな方、話を聞くことが得意な方、人のため、地域のために働きたいという熱意のある方、大歓迎です！
採用予定人員	若干名
応募要件	○普通自動車運転免許証（AT限定可）を保持していること ○パソコンでMicrosoft Office（Word・Excel等）の基本操作ができること

経験・資格等	下記の経験・資格のいずれか、または両方をお持ちの方 【経験】 相談窓口等での相談支援業務の経験がある方 【資格】 福祉に関する資格（社会福祉士、精神保健福祉士等）を保持している方
契約期間	令和5年11月1日から令和6年3月31日まで
就業場所	丸亀市保健福祉センター（丸亀市大手町二丁目1番7号）
労働に関すること	1 勤務時間 8：30～17：15（7時間45分勤務） 2 休憩時間 12：00～13：00 3 所定時間外労働の有無 あり 4 休日労働の有無 あり 業務の都合やその他やむを得ない事情により、始業、終業の時刻及び休憩時間を繰り上げ、または繰り下げることがあります。
休日	1 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）、その他本会が指定する日とします。 2 業務の都合により本会が必要と認める場合、あらかじめ前項の休日を他の日と振り替えることがあります。
休暇	1 年次有給休暇 採用時には、契約期間に応じて付与。その後1年を通じて20日付与します。 2 その他の休暇 病気休暇、産前産後の休業、母性健康管理のための休暇等、育児時間等、子の看護休暇、介護休暇、忌引、夏季健康管理休暇、育児休業等、介護休業等
賃金	1 基本給 月給 175,300円～202,900円 ※資格・経験に応じて決定します。 資格あり・経験なし 175,300円 資格なし・経験あり 182,800円～196,900円 資格あり・経験あり 190,200円～202,900円 2 諸手当 通勤手当 月額 2,700円～19,500円 ※片路2km以上の場合、事務局職員給与支給規程に基づき支給します。 3 時間外労働、休日または深夜労働に対して支払われる割増賃金率 ・時間外労働 法定超（25%）、所定超（0%）、月60時間超（50%） ・休日労働 法定休日（35%） 4 賃金締切日 毎月末日、賃金支払日 当月21日 5 労使協定に基づく賃金支払時の控除 あり（互助会等） 6 昇給 なし 7 期末手当は在職期間に応じて支給します。（2.35ヶ月／年） 8 退職金 なし
社会保険等	1 社会保険の加入 健康保険・厚生年金保険（加入要件を満たした場合加入） 2 雇用保険の適用 雇用保険・労災保険（加入要件を満たした場合適用）
更新の有無	1 契約の更新の有無 更新する場合があります。（1年ごとの更新） 2 契約の更新は次により判断します。 契約期間満了時の業務量、勤務成績、態度及び勤務状況、心身の健康状態、職務遂行能力、本会の経営状況、従事している業務の進捗状況 3 定年制 あり（満70歳に達する日以後における最初の3月31日まで）
その他	・健康診断 あり（年1回） ・各種福利厚生制度 あり（職員互助会、ソウェルクラブ、中讃勤労（希望者））

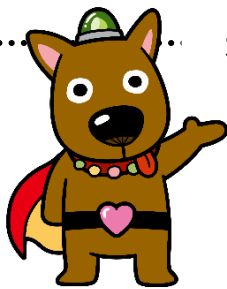
注2 下記に該当する場合は応募できません。

- (1) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

注3 採用の日から原則として、3か月は試用期間とします。(同条件)

注4 応募にあたり提出された書類は、合格、不合格にかかわらず返還しません。

【お問い合わせ先】 〒763-0034 香川県丸亀市大手町二丁目1番7号  
丸亀市保健福祉センター (ひまわりセンター)  
社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会 経営企画グループ  
電話 0877-22-4616 FAX 0877-23-8110 (担当 土岐・助安)  
ホームページアドレス <https://www.marugame-shakyo.or.jp/>



丸亀市社協キャラクター  
オルデ

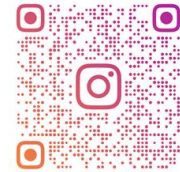
本会のホームページや SNS もぜひご覧ください！



ホームページ



X(旧 Twitter)



MARUGAME\_SHAKYO\_OLDE

Instagram

## 勤務場所付近略図

